

2025年度 定 時 総 会 議 案

日 時 2025年5月28日（水） 午後3時

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間

会議の目的事項

報告事項

- 第1号 2024年度事業報告の件
- 第2号 2025年度事業計画書、2025年度収支予算書、資金調達
及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

- 第1号 2024年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件
- 第2号 若林教和氏の理事の選任の件
- 第3号 澤崎勝氏の理事の選任の件
- 第4号 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則変更承認の件

2024年度事業報告の件

定款第40条第2項の規定により、2024年度の事業報告を行う。

2024年度事業報告

1. 総会

(1) 2024年度定時総会

日 時 2024年5月30日(木) 午後3時
場 所 三田NNホール 多目的スペースD

会議の目的事項

報告事項

- 第1号 2023年度事業報告の件
- 第2号 2024年度事業計画書、2024年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

- 第1号 2023年度貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録承認の件
- 第2号 浅海路史氏の理事の選任の件
- 第3号 江連誠氏の理事の選任の件
- 第4号 遠藤武昭氏の理事の選任の件
- 第5号 風間弥主史氏の理事の選任の件
- 第6号 富樫典弘氏の理事の選任の件
- 第7号 徳永祥三氏の理事の選任の件
- 第8号 原田俊丈氏の理事の選任の件
- 第9号 古山雅晴氏の理事の選任の件
- 第10号 堀田晃裕氏の理事の選任の件
- 第11号 向久保真二氏の理事の選任の件
- 第12号 村山令二氏の理事の選任の件
- 第13号 森下章仁氏の理事の選任の件
- 第14号 山本進氏の理事の選任の件
- 第15号 長澤直英氏の監事の選任の件
- 第16号 根岸知行氏の監事の選任の件
- 第17号 本田一氏の監事の選任の件

原案どおり承認された。

2. 事業概況

(1) 将来のあり方に関する検討

- 年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が取り組むべき課題の整理と今後の進め方の検討
 - ・ 年金数理人および当会の将来のあり方に関する検討

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- 国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言
 - ・ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会での提言検討

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- 大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続
 - ・ 講師の推薦、交代の場合の人選等の支援
- 新規大学への講義提供やより啓発的な講義の検討
 - ・ 新規講義先の検討、職業紹介等を目的とした特別講演等の検討

イ 啓発活動

- 企業年金連合会等の事業への協力
 - ・ 月刊「企業年金」誌への寄稿（原田理事長）

(4) 実務基準等の制定、改編、整備と周知徹底

- 企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進

【年金財政関連】

- ・ 確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの記載内容の検討（2024年4月～）
- ・ 確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの改定（2025年2月）
- ・ 実務研修会での確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの内容の周知等（2025年2月）

【退職給付会計関連】

- ・ 会計基準等の改定に関する動向の把握
- ・ 実務研修会での退職給付会計に関する数理実務基準・ガイドランスの内容の周知等（2025年2月）

- 国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

○職業専門性研修会および職業専門性に関する継続研修の実施

- ・ 職業専門性に関する継続研修の配信動画作成（2024 年 6 月～7 月）
- ・ 職業専門性に関する継続研修の実施（オンデマンド配信：2024 年 8 月～2025 年 3 月、ライブ配信：2025 年 2 月）
- ・ 職業専門性研修会の実施（2025 年 3 月）
- ・ 行動規範・懲戒規則の内容確認（2024 年 10 月～2025 年 3 月）

○IAA の ISAP（International Standard of Actuarial Practice）等への対応

- ・ IAA における ISAPs の見直し状況の把握

(6) 調査研究の充実

○企業年金および関連分野に関する調査研究の推進

- ・ 調査研究を推進
 - ・ 年金数理人の責任などについて
 - ・ R の応用について

○企業年金および関連分野に関する文献資料の紹介

- ・ 会員向けリファレンスリスト：順次更新
- ・ 書籍・論文等 紹介：順次掲載

(7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援

○継続的能力開発制度の運営

- ・ 2023 年度継続的能力開発制度の履修目標達成者の確認・公表およびモニタリングの実施（2024 年 4 月～9 月）
- ・ 2024 年度集合研修等参加状況票の会員への発行（2025 年 3 月）

○研修、e ラーニング等による能力開発機会の充実

- ・ e ラーニング作成（2023 年度実務研修会のうち 20 講座）（2024 年 6 月）
- ・ 外国アクチュアリー会交流会を実施（2024 年 9 月）

【実務研修会】(2025 年 2 月)

22 講座

2 月 6 日

・開講式

「理事長あいさつ」

原田 俊丈 理事長

「年金局長からのメッセージ」

間 隆一郎氏

「ICA2026 について」

ICA2026 組織委員会

「委員会からの報告」

各委員会

・「企業年金・個人年金制度の現状と課題」

榎 広之 氏

・「資産運用の基礎とサステナブル (ESG) 投資の潮流」

岡本 卓万 氏

・「米国の年金制度」

日下部 健児 氏

・「説明力向上」

石川 歩 氏

・「人口学方法論の基礎」

石井 太 氏

・「私的年金税制と給付の動向」

谷内 陽一 氏

・「医療保険について」

江郷 和彦 氏

・「IFRS の動向」

- サステナビリティ開示基準も含めた最近の主なプロジェクト

原 寛 氏 / 辻 康幸 氏

・「内外経済の環境認識と今後の金融経済見通し」

武藤 弘明 氏

2 月 7 日

・「人的資本経営と企業価値－高エンゲージメント企業を目指して」

野間 幹晴 氏

・「財政運営実務基準」

岩佐 克弘 氏 / 川村 峻介 氏

・「欧州主要国の年金政策と職域年金の動向 (フランスと欧州連合諸国)」

楠田 裕子 氏

・「公的年金財政」

免田 圭介 氏

・「データサイエンスの具体的な活用に向けて」

岩沢 宏和 氏

・「グローバル市場と内外金利の動向」

岸 平祐 氏

・「企業年金に関する最近の法的論点」

森戸 英幸 氏

・「2024 年度年金数理自主研究会の中間報告」

2024 年度年金数理自主研究会メンバー

・「退職給付会計実務基準」

向久保 真二 氏

・「AOP 始動、日米共に新政権に移る中、DB 年金の投資戦略は？」

田中 祐一 氏

・「賃金とは何か？」

濱口 桂一郎氏

・「ファイナンシャル・ウェルビーイングとは何か」

山崎 俊輔 氏

【特別講演会】(2024 年 8 月)

演題「わが国の財政について－不都合な真実を正視する－」

元財務省事務次官 矢野 康治 氏

【第 90 回研修会】(共催：公益社団法人日本アクチュアリー会)(2024 年 8 月)

演題「令和 6 (2024) 年公的年金財政検証について」

厚生労働省年金局 数理課長 佐藤 裕亮 氏

【第 91 回研修会】(2024 年 11 月)

演題「賃金・物価・金利の正常化：現状と展望」

東京大学大学院経済学研究科 教授 渡辺 努 氏

【第 92 回研修会】(2025 年 1 月)

演題「アセットオーナー・プリンシプルについて」

金融庁企画市場局市場課 課長補佐 嶋田 祐介 氏

○年金数理自主研究会の実施

- ・ 2023 年度年金数理自主研究会
 - 研究レポートを会員サイト・研究発表に掲載

【テーマ】

「退職金に係る給付時課税の在り方について」(2024 年 11 月)

「DC 拠出限度額について」(2025 年 2 月)

- ・ 2024 年度年金数理自主研究会
 - メンバー募集 (2024 年 4 月)
 - オリエンテーション (2 班を組成) (2024 年 7 月)
 - 中間報告会① (2025 年 1 月)
 - 中間報告会② (実務研修会にて) (2025 年 2 月)

○国際的なセミナー等への派遣

- ・ JoCo2024 (ベルギー・ブリュッセル) へ委員および発表者として会員を派遣 (2024 年 9 月)

(8) 日本年金数理人会試験の実施

○年金数理人の知識要件判定としての日本年金数理人会試験の着実な実施

- ・ 2024 年度日本年金数理人会試験の実施、採点、合否公表 (2024 年 4 月～11 月)
- ・ 2025 年度試験に向けた検討 (2024 年 12 月～2025 年 3 月)

(9) 広報活動の充実・推進

○会報等の刊行物の発行

- ・ 会報「年金数理人」の発行 No.61 (2024 年 9 月)
No.62 (2025 年 3 月)

○ウェブサイトの充実

- ・ 各委員会からの情報をウェブサイトへ提示
- ・ ウェブサイト保守委託先変更 (2024 年 4 月)
- ・ サーバ契約先変更 (2025 年 1 月)

○ICT 活用の推進

- ・ 会員 (個人用) サイトの追加開発の検討

(10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等

○IAA の活動への積極的な参画

- ・ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（韓国・ソウル）へ参加（2024 年 5 月）
 - ・ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（エストニア・タリン）へ参加（2024 年 9 月）
 - ・ その他のタイミングで開催される委員会ミーティング（バーチャル開催）へ参加
 - ・ ICA2026 へのスポンサーとしての参画
- 関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等
- 厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施
- ・ 日本アクチュアリー会との情報交換会（2024 年 10 月）
 - ・ 企業年金連絡協議会との情報交換会（2025 年 2 月）

（１１）IAA 教育シラバス改定への対応

- 特定分野研修への推薦と研修修了確認（2024 年 6 月～2025 年 3 月）
- 関係諸団体との協議
 - ・ 新シラバス適用を見据えた関係諸団体との協議
- IAA シラバスに関する新たな議論を注視
 - ・ IAA シラバスに関して IAA の動向を注視

（１２）その他

- ・ 会費の請求・未納者への対応
- ・ 会員名簿の管理
- ・ 会計・税務・予算
- ・ 理事会議事録の作成
- ・ 「会員のしおり」の Web サイト掲載（2024 年 10 月）
- ・ IAA 年次対応（2024 年 11 月～2025 年 1 月）
- ・ 定時総会の開催（2024 年 5 月）
- ・ 評議員会の開催（2025 年 2 月）

3. 理事会・委員会活動

(1) 理事会 (12 回)

- ① ICA2026の対応について審議
- ② 2023年度の事業報告及び附属明細書・決算等について審議
- ③ 2024年度定時総会の開催及び付議事項について審議
- ④ IAA会議への参加・電子投票等、国際アクチュアリー会に係る活動について審議
- ⑤ 理事長、会長、副理事長、業務執行理事の選定について審議
- ⑥ 委員会の委員長、担当理事及び委員の選任、判定会議の出席者の指名等について審議
- ⑦ 事務局長及び副事務局長の委嘱について審議
- ⑧ 評議員、顧問の推薦及び評議員会の開催等について審議
- ⑨ 名誉会員の決定、特定会員の申請及び会員の入会について審議
- ⑩ 委員会の委員の数、委員の選任及び交代について審議
- ⑪ 会費軽減申請及び賛助会員に係る会費について審議
- ⑫ 入会申込書、退会申出書、会費軽減申請書、特定会員申請書、資格変更申請書、諸変更届、支払通知書、謝礼等支出規則、事務局職員就業規則、事務局職員テレワーク規程の改定及び事務局文書保管規程の制定について審議
- ⑬ 2023年度事業報告等に係る定期提出書類の提出について審議
- ⑭ 2024年度 年金数理自主研究会 メンバーとアドバイザー、2025年度 年金数理自主研究会 メンバー募集について審議
- ⑮ 一般研修会、実務研修会の開催等について審議
- ⑯ 事務局職員の採用、給与の改定、雇用継続及び慰労金の支給について審議
- ⑰ 「会員のしおり」の作成について審議
- ⑱ 2025年度の名古屋大学及び慶應義塾大学への非常勤講師の推薦について審議
- ⑲ 実務研修会の参加費について審議
- ⑳ 2025年度事業計画書の作成について審議
- ㉑ 企業年金連絡協議会等との情報交換会について審議
- ㉒ サーバー契約先変更について審議
- ㉓ 特定分野研修（初期教育）の受講に関する推薦について審議
- ㉔ 「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」並びに「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の改定について審議
- ㉕ クラウドストレージサービスの購入について審議
- ㉖ 2025年度事業計画書、2025年度収支予算書（正味財産増減予算書及び正味財産増減予算書内訳表）、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について審議

(2) 常任委員会

○企画調整委員会

- ① 2025年度事業計画の作成（2024年10月～2025年2月）
- ② 企業年金連絡協議会との情報交換会（2025年2月）
- ③ 職業専門性研修会第2部の講師（2025年3月）

○総務委員会

- ① 2024年度定時総会資料の作成
- ② 2024年度定時総会の開催（2024年5月）
- ③ 2024年度評議員会の開催（2025年2月）
- ④ 2024年度特別講演会の実施（2024年8月）
- ⑤ 2025年度事業計画書・予算案の作成（2024年11月～2025年3月）

○教育・研修委員会

- ① 実務研修会の実施（2025年2月）
- ② 一般研修会の実施（2024年8月、11月、2025年1月）
- ③ 職業専門性に関する継続研修（オンデマンド配信：2024年8月～2025年3月、ライブ配信：2025年2月）
- ④ 職業専門性研修会の実施（2025年3月）
- ⑤ 職業専門性に関する継続研修 e ラーニングの作成（2024年6月～7月）
- ⑥ CPD制度の運営
- ⑦ e ラーニングコンテンツ作成（2024年6月）
- ⑧ 2023年度継続的能力開発成制度の履修目標達成者の確認・公表およびモニタリングの実施（2024年4月～9月）
- ⑨ 2024年度集合研修等参加状況票の会員への発行（2025年3月）

○広報委員会

- ① 会報「年金数理人」の発行 No. 61（2024年9月）
- ② 会報「年金数理人」の発行 No. 62（2025年3月）
- ③ ウェブサイトのコンテンツを更新

○国際委員会

- ① IAA各委員会の活動に参画・協力
- ② IAAカウンスルでの審議に参画・投票・電子投票
- ③ IAA カウンスル・委員会等ミーティング（韓国・ソウル）へ委員を派遣（2024年5月）
- ④ IAA カウンスル・委員会等ミーティング（エストニア・タリン）へ委員を派遣（2024年9月）
- ⑤ その他のタイミングで開催されるカウンスル・委員会ミーティング（バーチャル開催）へ参加
- ⑥ ICA2026 へのスポンサーとしての参画
- ⑦ JoCo2024（ベルギー・ブリュッセル）へ委員および発表者として会員を派遣（2024年9月）
- ⑧ IAA年次対応（2024年12月～2025年1月）

○事務管理委員会

- ① 会費の請求・未納者への対応
- ② 会員名簿の管理
- ③ 会計・税務・決算に関する事項の運営・管理
- ④ 理事会議事録の作成
- ⑤ 蔵書の管理
- ⑥ 「会員のしおり」の作成、会員サイト掲載（2024年7月～10月）
- ⑦ その他、事務局の運営・管理

○調査研究委員会

- ① 調査研究
 - ・Rの応用について
 - ・年金数理人の責任などについて
- ② 内外の文献等の紹介：会員サイト・ライブラリー（現在、スマートコアでの運用に移行中）
 - ・会員向けリファレンスリスト：順次更新
 - ・書籍・論文等 紹介：順次掲載
- ③ 2023年度 年金数理自主研究会
 - ・研究レポートを会員サイトに掲載
 - 【研究テーマ】
 - 「退職金に係る給付時課税の在り方について」（2024年11月）
 - 「DC拠出限度額について」（2025年2月）
- ④ 2024年度 年金数理自主研究会
 - ・メンバー募集（2024年4月）
 - ・オリエンテーション（2班を組成）（2024年7月）
 - ・中間報告会①（2025年1月）
 - ・中間報告会②（実務研修会にて）（2025年2月）
- ⑤ 2025年度 年金数理自主研究会
 - ・メンバー募集（2025年3月）

○財政運営実務基準委員会

- ① 法令等改正に対する確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランス改定の検討（2024年4月～）
- ② 確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの改定（2025年2月）
- ③ 確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの改定（2025年2月）
- ④ 実務研修会での確定給付企業年金および確定拠出年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの改定内容の周知等（2025年2月）

○紀律委員会

- ① 行動規範・懲戒規則の内容を確認（2025年3月）

○試験委員会

- ① 2024年度日本年金数理人会試験の準備、実施（2024年4月～10月）
- ② 2024年度試験の採点及び合格者の決定（2024年10月～11月）

- ③ 2025 年度試験に向けた検討（2024 年 12 月～2025 年 3 月）
- 退職給付会計基準委員会
 - ① ASBJの動向を把握
 - ② IASBの動向を把握
 - ③ IAAの動向を把握（IAN300公開草案の内容検討）
 - ④ 実務研修会での退職給付会計に関する数理実務基準・ガイダンスの内容を周知等（2025年2月）
- 大学教育推進委員会
 - ① 大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等を支援
 - ・年金数理教育に関する支援（講師推薦。名古屋大学および慶應義塾大学については、2025年度の講師交代に関しての人選等の支援）
 - ・新規講義先を検討、職業紹介等を目的とした特別講義等を検討
- （3）特別委員会
 - 情報通信技術（ICT）活用検討特別委員会
 - ① 会員（個人用）サイトの追加開発の検討
 - 企業年金関連提言特別委員会
 - ① 取り組み課題検討、論点整理
 - 試験・教育制度改正特別委員会
 - ① 特定分野研修への推薦と研修修了確認（2024 年 6 月～2025 年 3 月）
 - ② 関係諸団体との協議
 - ③ IAA シラバスに関する新たな議論を注視

4. 評議員会

開催日時：2025 年 2 月 5 日（水） 午前 11 時
場 所：ANA インターコンチネンタルホテル東京
議 題：2025 年度事業計画（案）に関する件

5. 会員の状況

(1) 2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで) の異動

○ 入会

正会員	5 名
準会員	23 名

○ 資格変更

準会員→正会員	2 名
正会員→名誉会員	0 名
正会員→特定会員	4 名
準会員→特定会員	0 名

○ 退会

正会員	8 名
準会員	8 名
名誉会員	0 名
特定会員	2 名

(2) 2025 年 3 月 31 日現在の会員数

所 属 法 人	正会員	準会員	名誉会員	特定会員	合計
信 託 銀 行	201名	18名	2名	-名	221名
生命保険会社	146	29	1	-	176
政令指定法人	47	5	-	-	52
その他の法人	114	12	3	2	131
個 人	19	3	15	33	70
合 計	527	67	21	35	650

賛 助 会 員	1 団体
---------	------

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項は無い。

2025年度事業計画書、2025年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

定款第39条第2項の規定により、2025年度事業計画書、2025年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について報告を行う。

2025年度事業計画

1. 基本方針

日本の景気は、継続的な金融緩和政策やインバウンド需要などを背景に、緩やかな回復基調にあり、今後、中堅・中小企業の賃上げ環境の整備による実質賃金の改善や、労務費の価格転嫁が進むことで、経済成長の継続が期待されている。一方で、地政学リスクの拡大や、資源価格の高騰および為替変動を背景として、今後の物価や金利の見通しは依然として不透明な状況である。

公的年金制度に関しては、本年度は、2024年財政検証の結果を踏まえ、更なる被用者保険の適用拡大やマクロ経済スライドの見直しなどの諸課題に係る国会審議と制度改正が行われ、その結果に基づく新制度の施行が見込まれる。当会は、その動向を注視しつつ、必要な対応を行う。

企業年金制度等に関しては、2024年12月から確定拠出年金制度の拠出限度額に他制度掛金相当額等が反映されている。当会では、「確定拠出年金に関する数理実務基準」「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」を制定しており、引き続き会員が適切に実務を遂行できるよう支援する。

また、高年齢者雇用安定法の改正、非正規雇用の退職金支給に関する最高裁判決、ならびに人的資本経営に向けた人材戦略の見直しや、定年延長の実施、三位一体の労働市場改革を背景とした人事制度全般の見直しを契機とした退職給付制度見直しの動き等、制度設計面における年金数理人の活躍の機会が拡大している。

さらに、資産運用立国実現に向けたアセットオーナー・プリンシプルの公表により、受益者等（加入者や受給権者等）の最善の利益を追求する観点から、資産運用やリスク管理も含めた、財政運営やガバナンス全般に対する専門的知見の発揮等、年金数理人の関与の重要性がこれまで以上に増している。

企業年金制度は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする法律に基づくものであることを踏まえて、当会は、今後とも、公的年金制度の動向にも留意しながら、年金数理人としての専門的な観点から、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論等に積極的に参画する。

退職給付会計に関しては、大幅な会計基準の見直しは一段落している。しかし、国際財務報告基準を任意適用する国内企業が増加していることに加え、定年延長など人事制度の変更の一環として退職給付の設計の見直しを行う企業が増加していることや、賃金・物価上昇の傾向が見られることから、適切な退職給付債務等の評

価、および会計上の影響を踏まえた制度設計コンサルティングといった分野における年金数理人の活躍が期待されている。

当会は広く年金制度の普及・発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的としている。そのためには、会員一人一人の知識及び能力の維持向上が不可欠である。活躍機会の拡大も踏まえて会員向け研修等の充実を図っていくとともに、今後も非対面ツール（オンライン研修・会議）等を効率的に活用し、会員の便益と当会の円滑な事業活動を図って行く。

人生 100 年時代といわれる今日において、老後の所得保障の一翼を担うよう活動する年金数理人の公共的、社会的使命はますます重要性を増してきており、当会はその社会的責任を果たすため、年金数理人のさらなる資質の向上、品位の保持を図るべく、当会の事業内容や将来の年金数理人のあり方などについて検討を行いつつ、企業年金の普及・発展に向けた公益活動をより一層推進する。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第4条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進する。

(1) 将来のあり方に関する検討

- ・年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が取り組むべき課題の整理と今後の進め方の検討

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- ・国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- ・大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続
- ・新規大学への講義提供やより啓発的な講義の検討

イ 啓発活動

- ・企業年金連合会等の事業への協力
- ・企業年金の啓発活動

(4) 実務基準等の制定、改編、整備と周知徹底

- ・企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進
- ・国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- ・職業専門性研修会および職業専門性に関する継続研修の実施
- ・IAA の ISAP (International Standard of Actuarial Practice) ・ IAN (International Actuarial Note) 等への対応

(6) 調査研究の充実

- ・企業年金および関連分野に関する調査研究の推進
- ・企業年金および関連分野に関する文献資料の紹介

- (7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援
 - ・継続的能力開発制度の運営
 - ・研修、eラーニング等による能力開発機会の充実
 - ・年金数理自主研究会の実施
 - ・国際的なセミナー等への派遣

- (8) 日本年金数理人会試験の実施
 - ・年金数理人の知識要件判定としての日本年金数理人会試験の着実な実施

- (9) 広報活動の充実・推進
 - ・会報等の刊行物の発行
 - ・ウェブサイトの充実
 - ・ICT活用ならびにデジタルメディア活用の推進

- (10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等
 - ・IAA の活動への積極的な参画
 - ・関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等
 - ・厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

- (11) 試験・教育制度の継続的な見直し
 - ・CPD 制度の見直し検討
 - ・IAA 教育ガイドライン・教育シラバスに関する議論を注視
 - ・関係諸団体との協議

2025年度収支予算書

正味財産増減予算書

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[380,000]	[360,000]	[20,000]	会費の額の変更による増加
受取入会金	380,000	360,000	20,000	
受取会費	[62,701,000]	[53,070,000]	[9,631,000]	
正会員受取会費	59,220,000	50,626,000	8,594,000	
準会員受取会費	3,281,000	2,244,000	1,037,000	
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	
事業収益	[5,560,000]	[5,400,000]	[160,000]	
研修会事業収益	4,940,000	4,810,000	130,000	
受験料収益	620,000	590,000	30,000	
雑収益	[630,000]	[800,000]	[△ 170,000]	
懇親会費収益	630,000	800,000	△ 170,000	
経常収益計	69,271,000	59,630,000	9,641,000	
(2) 経常費用				
事業費	[50,239,226]	[48,718,382]	[1,520,844]	
給料手当	6,597,582	4,453,107	2,144,475	職員採用による増加
福利厚生費	1,151,713	783,605	368,108	
会議費	3,755,015	4,813,531	△ 1,058,516	国際会議・カンファレンス派遣予定者数の減少による減少
会場費	2,013,000	2,305,550	△ 292,550	
旅費交通費	7,422,000	5,682,000	1,740,000	旅費高騰およびAAA会議開催予定地が遠方であることの影響による増加
通信運搬費	427,615	448,490	△ 20,875	
減価償却費	1,507,253	1,515,732	△ 8,479	
消耗什器備品費	175,780	176,280	△ 500	
消耗品費	154,413	75,512	78,901	
印刷製本費	2,716,710	2,501,000	215,710	
光熱水料費	123,046	123,396	△ 350	
賃借料	5,958,942	5,975,892	△ 16,950	
諸謝金	3,461,168	2,831,168	630,000	
租税公課	134,120	264,420	△ 130,300	
支払寄付金	119,202	75,350	43,852	
委託費	13,141,458	10,837,001	2,304,457	人材紹介料の増加
図書費	101,523	101,698	△ 175	
諸会費	1,278,686	5,754,650	△ 4,475,964	ICA2026のスポンサー費剥落による減少
管理費	[17,466,283]	[15,436,006]	[2,030,277]	
役員報酬	289,000	289,000	0	
給料手当	6,664,418	4,386,893	2,277,525	職員採用による増加
福利厚生費	1,163,287	768,395	394,892	
会議費	872,985	823,469	49,516	
会場費	5,195,310	6,236,659	△ 1,041,349	行事を開催する会場の変更等による減少
旅費交通費	5,000	5,000	0	
通信運搬費	167,885	141,510	26,375	
減価償却費	63,293	63,649	△ 356	
消耗什器備品費	24,220	23,720	500	
消耗品費	45,587	30,488	15,099	
印刷製本費	260,000	205,000	55,000	
光熱水料費	16,954	16,604	350	
賃借料	821,058	804,108	16,950	
諸謝金	501,166	501,166	0	
租税公課	23,480	40,580	△ 17,100	
委託費	778,160	545,462	232,698	
図書費	165,477	165,302	175	
諸会費	389,000	389,000	0	
雑費	20,003	1	20,002	
経常費用計	67,705,509	64,154,388	3,551,121	
当期経常増減額	1,565,491	△ 4,524,388	6,089,879	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	1,565,491	△ 4,524,388	6,089,879	
一般正味財産期首残高	26,126,729	32,184,663	△ 6,057,934	
一般正味財産期末残高	27,692,220	27,660,275	31,945	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	27,692,220	27,660,275	31,945	

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減予算書内訳表

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	公益目的事業会計	法人会計	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	[380,000]	[266,000]	[114,000]	[360,000]	[20,000]
受取入会金	380,000	266,000	114,000	360,000	20,000
受取会費	[62,701,000]	[43,950,700]	[18,750,300]	[53,070,000]	[9,631,000]
正会員受取会費	59,220,000	41,454,000	17,766,000	50,626,000	8,594,000
準会員受取会費	3,281,000	2,296,700	984,300	2,244,000	1,037,000
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	200,000	0
事業収益	[5,560,000]	[5,560,000]	[0]	[5,400,000]	[160,000]
研修会事業収益	4,940,000	4,940,000	0	4,810,000	130,000
受験料収益	620,000	620,000	0	590,000	30,000
雑収益	[630,000]	[0]	[630,000]	[800,000]	[△ 170,000]
懇親会費収益	630,000	0	630,000	800,000	△ 170,000
経常収益計	69,271,000	49,776,700	19,494,300	59,630,000	9,641,000
(2) 経常費用					
事業費	[50,239,226]	[50,239,226]	[0]	[48,718,382]	[1,520,844]
給料手当	6,597,582	6,597,582		4,453,107	2,144,475
福利厚生費	1,151,713	1,151,713		783,605	368,108
会議費	3,755,015	3,755,015		4,813,531	△ 1,058,516
会場費	2,013,000	2,013,000		2,305,550	△ 292,550
旅費交通費	7,422,000	7,422,000		5,682,000	1,740,000
通信運搬費	427,615	427,615		448,490	△ 20,875
減価償却費	1,507,253	1,507,253		1,515,732	△ 8,479
消耗什器備品費	175,780	175,780		176,280	△ 500
消耗品費	154,413	154,413		75,512	78,901
印刷製本費	2,716,710	2,716,710		2,501,000	215,710
光熱水料費	123,046	123,046		123,396	△ 350
賃借料	5,958,942	5,958,942		5,975,892	△ 16,950
諸謝金	3,461,168	3,461,168		2,831,168	630,000
租税公課	134,120	134,120		264,420	△ 130,300
支払寄付金	119,202	119,202		75,350	43,852
委託費	13,141,458	13,141,458		10,837,001	2,304,457
図書費	101,523	101,523		101,698	△ 175
諸会費	1,278,686	1,278,686		5,754,650	△ 4,475,964
管理費	[17,466,283]	[0]	[17,466,283]	[15,436,006]	[2,030,277]
役員報酬	289,000		289,000	289,000	0
給料手当	6,664,418		6,664,418	4,386,893	2,277,525
福利厚生費	1,163,287		1,163,287	768,395	394,892
会議費	872,985		872,985	823,469	49,516
会場費	5,195,310		5,195,310	6,236,659	△ 1,041,349
旅費交通費	5,000		5,000	5,000	0
通信運搬費	167,885		167,885	141,510	26,375
減価償却費	63,293		63,293	63,649	△ 356
消耗什器備品費	24,220		24,220	23,720	500
消耗品費	45,587		45,587	30,488	15,099
印刷製本費	260,000		260,000	205,000	55,000
光熱水料費	16,954		16,954	16,604	350
賃借料	821,058		821,058	804,108	16,950
諸謝金	501,166		501,166	501,166	0
租税公課	23,480		23,480	40,580	△ 17,100
委託費	778,160		778,160	545,462	232,698
図書費	165,477		165,477	165,302	175
諸会費	389,000		389,000	389,000	0
雑費	20,003		20,003	1	20,002
経常費用計	67,705,509	50,239,226	17,466,283	64,154,388	3,551,121
当期経常増減額	1,565,491	△ 462,526	2,028,017	△ 4,524,388	6,089,879
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0			0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0			0	0
当期経常外増減額	0			0	0
当期一般正味財産増減額	1,565,491			△ 4,524,388	6,089,879
一般正味財産期首残高	26,126,729			32,184,663	△ 6,057,934
一般正味財産期末残高	27,692,220			27,660,275	31,945
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0			0	0
指定正味財産期首残高	0			0	0
指定正味財産期末残高	0			0	0
III 正味財産期末残高	27,692,220			27,660,275	31,945

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

(1) 資金調達の見込みについて

当期中に借入れによる資金調達の予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

(当期中における重要な設備投資 (除却または売却を含む。))

設備投資の予定は次のとおり

事務局にて使用する P C の更新	支出予定額	900,000 円
-------------------	-------	-----------

資金手当てとしては受取会費等を充てる予定

以 上

決議事項
第 1 号

**2024年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件**

定款第40条第2項の規定により、2024年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録の承認について決議する。

貸借対照表

2025年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,687,416	24,010,000	△ 14,322,584
前払金	12,489,240	1,045,954	11,443,286
立替金	0	0	0
流動資産合計	22,176,656	25,055,954	△ 2,879,298
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
建物	42,214	56,282	△ 14,068
什器備品	1,488,596	640,078	848,518
ソフトウェア	1,164,983	1,682,753	△ 517,770
敷金	3,018,200	3,018,200	0
減価償却引当資産	8,013,888	8,013,888	0
その他固定資産合計	13,727,881	13,411,201	316,680
固定資産合計	13,727,881	13,411,201	316,680
資産合計	35,904,537	38,467,155	△ 2,562,618
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,488,208	5,508,297	△ 2,020,089
未払消費税等	115,700	89,900	25,800
預り金	310,414	361,906	△ 51,492
流動負債合計	3,914,322	5,960,103	△ 2,045,781
負債合計	3,914,322	5,960,103	△ 2,045,781
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	31,990,215	32,507,052	△ 516,837
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	31,990,215	32,507,052	△ 516,837
負債及び正味財産合計	35,904,537	38,467,155	△ 2,562,618

正味財産増減計算書

2024年4月 1日から2025年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[540,000]	[320,000]	[220,000]
受取入会金	540,000	320,000	220,000
受取会費	[52,636,500]	[42,690,000]	[9,946,500]
正会員受取会費	49,453,000	40,628,000	8,825,000
準会員受取会費	2,983,500	1,862,000	1,121,500
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0
事業収益	[5,700,000]	[5,530,000]	[170,000]
研修会事業収益	5,080,000	4,940,000	140,000
受験料収益	620,000	590,000	30,000
雑収益	[668,920]	[14,416]	[654,504]
懇親会費収益	630,000	0	630,000
雑収益	38,920	14,416	24,504
経常収益計	59,545,420	48,554,416	10,991,004
(2) 経常費用			
事業費	[44,938,344]	[43,230,474]	[1,707,870]
給料手当	4,976,973	4,487,856	489,117
福利厚生費	754,063	694,502	59,561
会議費	3,660,346	2,876,764	783,582
会場費	1,966,705	1,787,202	179,503
旅費交通費	6,844,028	7,491,034	△ 647,006
通信運搬費	379,507	429,253	△ 49,746
減価償却費	1,449,232	900,910	548,322
消耗什器備品費	130,621	211,896	△ 81,275
消耗品費	173,960	159,267	14,693
修繕費	77,405	0	77,405
印刷製本費	2,372,480	3,387,780	△ 1,015,300
光熱水料費	98,661	112,176	△ 13,515
賃借料	5,959,086	5,959,086	0
諸謝金	2,326,003	2,008,594	317,409
租税公課	101,770	100,275	1,495
支払寄付金	117,824	67,940	49,884
委託費	12,166,399	11,163,188	1,003,211
図書費	119,382	121,971	△ 2,589
諸会費	1,263,898	1,270,780	△ 6,882
雑費	1	0	1
管理費	[15,123,913]	[10,651,365]	[4,472,548]
役員報酬	247,572	226,941	20,631
給料手当	5,026,994	4,400,747	626,247
福利厚生費	761,642	681,021	80,621
会議費	560,181	395,917	164,264
会場費	5,695,494	2,269,887	3,425,607
旅費交通費	1,716	2,714	△ 998
通信運搬費	88,082	83,486	4,596
減価償却費	60,857	37,831	23,026
消耗什器備品費	35,327	29,004	6,323
消耗品費	100,811	29,500	71,311
修繕費	10,595	0	10,595
印刷製本費	147,476	89,760	57,716
光熱水料費	13,504	15,354	△ 1,850
賃借料	815,682	815,682	0
諸謝金	222,740	476,151	△ 253,411
租税公課	15,630	16,025	△ 395
委託費	783,692	516,703	266,989
図書費	148,918	157,842	△ 8,924
諸会費	387,000	387,000	0
雑費	0	19,800	△ 19,800
経常費用計	60,062,257	53,881,839	6,180,418
当期経常増減額	△ 516,837	△ 5,327,423	4,810,586
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 516,837	△ 5,327,423	4,810,586
一般正味財産期首残高	32,507,052	37,834,475	△ 5,327,423
一般正味財産期末残高	31,990,215	32,507,052	△ 516,837
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	31,990,215	32,507,052	△ 516,837

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減計算書内訳表

2024年4月 1日から2025年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[378,000]	[162,000]	[0]	[540,000]
受取入会金	378,000	162,000		540,000
受取会費	[36,905,550]	[15,730,950]	[0]	[52,636,500]
正会員受取会費	34,617,100	14,835,900		49,453,000
準会員受取会費	2,088,450	895,050		2,983,500
賛助会員受取会費	200,000	0		200,000
事業収益	[5,700,000]	[0]	[0]	[5,700,000]
研修会事業収益	5,080,000	0		5,080,000
受験料収益	620,000	0		620,000
雑収益	[33,920]	[635,000]	[0]	[668,920]
懇親会費収益	0	630,000		630,000
雑収益	33,920	5,000		38,920
経常収益計	43,017,470	16,527,950	0	59,545,420
(2) 経常費用				
事業費	[44,938,344]	[0]	[0]	[44,938,344]
給料手当	4,976,973			4,976,973
福利厚生費	754,063			754,063
会議費	3,660,346			3,660,346
会場費	1,966,705			1,966,705
旅費交通費	6,844,028			6,844,028
通信運搬費	379,507			379,507
減価償却費	1,449,232			1,449,232
消耗什器備品費	130,621			130,621
消耗品費	173,960			173,960
修繕費	77,405			77,405
印刷製本費	2,372,480			2,372,480
光熱水料費	98,661			98,661
賃借料	5,959,086			5,959,086
諸謝金	2,326,003			2,326,003
租税公課	101,770			101,770
支払寄付金	117,824			117,824
委託費	12,166,399			12,166,399
図書費	119,382			119,382
諸会費	1,263,898			1,263,898
雑費	1			1
管理費	[0]	[15,123,913]	[0]	[15,123,913]
役員報酬		247,572		247,572
給料手当		5,026,994		5,026,994
福利厚生費		761,642		761,642
会議費		560,181		560,181
会場費		5,695,494		5,695,494
旅費交通費		1,716		1,716
通信運搬費		88,082		88,082
減価償却費		60,857		60,857
消耗什器備品費		35,327		35,327
消耗品費		100,811		100,811
修繕費		10,595		10,595
印刷製本費		147,476		147,476
光熱水料費		13,504		13,504
賃借料		815,682		815,682
諸謝金		222,740		222,740
租税公課		15,630		15,630
委託費		783,692		783,692
図書費		148,918		148,918
諸会費		387,000		387,000
経常費用計	44,938,344	15,123,913	0	60,062,257
当期経常増減額	△ 1,920,874	1,404,037	0	△ 516,837
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,920,874	1,404,037	0	△ 516,837
一般正味財産期首残高				32,507,052
一般正味財産期末残高				31,990,215
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
III 正味財産期末残高				31,990,215

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産
期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は、次の方式によっている。

建物を除く有形固定資産	定率法
建物及び無形固定資産	定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当無し。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

該当無し。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
	円	円	円
建物	1,407,000	1,364,786	42,214
什器備品	6,521,316	5,032,720	1,488,596
ソフトウェア	2,588,850	1,423,867	1,164,983
合計	10,517,166	7,821,373	2,695,793

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

該当無し。

財 産 目 録

2025年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	みずほ銀行・東京営業部	運転資金として	9,687,416
	前払金	スマートコア/アルムネットシステム利用料等 賃料・共益費等	公益目的事業及び管理業務に 関する前払金（共用資産）	12,489,240
流動資産合計				22,176,656
(固定資産)	建物	パーティション等	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	42,214
	什器備品	パソコン等	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	1,488,596
	ソフトウェア	基幹システム等	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	1,164,983
	敷金	三田NNビル	共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	3,018,200
	減価償却引当資産	みずほ銀行・東京営業部	減価償却資産の再取得に 備えるために積み立てている ＜その他固定資産計＞	8,013,888
				13,727,881
固定資産合計				13,727,881
資産合計				35,904,537
(流動負債)	未払金	WEBサイトの保守・会報の発行等 職員未払給与・賞与、社会保険料等	公益目的事業に関する未払金 公益目的事業及び管理業務に 関する未払金（共用負債）	1,926,538 1,561,670
	未払消費税等	当年度確定消費税等	公益目的事業及び管理業務に 関する未払金（共用負債）	115,700
	預り金	職員給与の社会保険料自己負担分等	公益目的事業及び管理業務に 関する預り金（共用負債）	310,414
流動負債合計				3,914,322
負債合計				3,914,322
正味財産				31,990,215

監 査 報 告 書

公益社団法人日本年金数理人会
理事長 原 田 俊 丈 殿

2025年4月11日
公益社団法人日本年金数理人会

監事 長 澤 直 英



監事 根 岸 知 行



監事 本 田



私たちは、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度における業務及び会計の監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及びその附属明細書並びに財産目録の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 理事の業務執行に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

以上

若林教和氏の理事の選任の件

風間弥主史理事の辞任に伴い、2025年4月16日に開催された2025年度第1回理事会において、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則第21条（別途の補欠選挙）第1項に定める方法による補欠選挙を行い、その後同条第2項に定める反対がなかったことから若林教和氏が当選した。

定款第21条第1項の規定により、若林教和氏を理事に選任する。

澤崎勝氏の理事の選任の件

古山雅晴理事の辞任に伴い、2025年4月16日に開催された2025年度第1回理事会において、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則第21条（別途の補欠選挙）第1項に定める方法による補欠選挙を行い、その後同条第2項に定める反対がなかったことから澤崎勝氏が当選した。

定款第21条第1項の規定により、澤崎勝氏を理事に選任する。

理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則変更承認の件

理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則を別紙のとおり変更し、2025年5月28日より施行する。

この変更は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正を受け、外部理事・監事各1名以上を役員候補者とする等の改定を行うものである。

理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則

制定施行 1998年 7月 8日
改定施行 2002年 2月 8日
改定施行 2004年11月17日
改定施行 2007年 5月21日
改定施行 2013年 4月 1日
改定施行 2025年 5月28日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本年金数理人会定款第21条に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の候補者（以下「役員候補者」という。）を選出する選挙（以下「役員候補者選挙」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員の定員)

第2条 理事長は、第3条第1項(第20条において読み替えて適用される場合を含む。)により定まる選挙基準日前に、理事会の決議を経て役員の定員を定める。

(日程)

第3条 理事長は、役員候補者選挙を行う事業年度開始の日以降最初の平日（以下「選挙基準日」という。）における正会員、準会員及び名誉会員（以下「選挙人」という。）をもって選挙人名簿を作成しなければならない。ただし、「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。

2 理事長は、選挙基準日に役員候補者選挙の選挙期日、立候補の届出期間を公示し、かつ、速やかに選挙人に対し通知しなければならない。

3 理事長は、選挙期日の1月前までに選挙執行委員を委嘱し、かつ、選挙執行委員会を招集しなければならない。

(選挙権)

第4条 選挙基準日から引続き正会員、準会員又は名誉会員である者は、選挙権を有する。

(被選挙権)

第5条 被選挙権は、選挙基準日から引き続き公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「公益認定法」という。）第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当しない者が有する。

第2章 選挙執行委員及び選挙執行委員会

(選挙執行委員会)

第6条 役員候補者選挙に関する事務は、選挙執行委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(構成)

第7条 委員会は、選挙執行委員（以下「委員」という。）5名以上10名以内をもって構成する。

(委嘱等)

第8条 委員は、正会員及び準会員のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱し、その任期は、委嘱を受けたときから、役員候補者選挙により選出された役員候補者の選任が付議される総会が終了するときまでとする。

2 委員会は、委員の互選によって委員長及び副委員長各1名をおく。

(候補者名簿)

第9条 委員会は、立候補届を受理し、これを記載した書面（以下「候補者名簿」という。）を作成する。

2 前項において、理事については、立候補者（委員会が立候補届を受理した者に限る。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該条件を満たすまで、候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。

一 公益認定法第5条第15号の要件（以下「外部理事の要件」という。）を満たす者が1名以上であること

- 二 立候補者数が第 2 条で定められた定員(以下「定員」という。)を充足していること
- 三 会員である立候補者数が定員の 3 分の 2 を超えていること
- 3 第 1 項において、監事については、立候補者が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該条件を満たすまで、候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。
 - 一 公益認定法第 5 条第 16 号の要件（以下「外部監事の要件」という。）を満たす者が 1 名以上であること
 - 二 立候補者数が第 2 条で定められた定員を充足していること

(委員会)

- 第 10 条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を管理し、かつこれを代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合その職務を執行する。

(定足数)

- 第 11 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ決議することができない。

第 3 章 役員候補者選挙

(役員候補者選挙)

- 第 12 条 選挙人は、第 9 条の規定により候補者名簿に記載された者（以下「立候補者等」という。）によって、役員候補者を投票により選挙する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事については、立候補者等の数が定員と同数の場合は、選挙人による投票(以下「投票」という。)は行わない。監事についても立候補者等の数が定員と同数の場合は、同様とする。

(役員候補者選挙の通知)

- 第 13 条 委員長は、選挙期日の 10 日前までに立候補者等及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。
- なお、投票を行わない場合は、第 18 条に代えて、第 17 条第 4 項の規定により、立候補者等を当選者として会員に報告しなければならない。

(投票方法)

第 14 条 選挙人は、委員会所定の書面又は電磁的方法により、立候補者等のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。

(開票)

第 15 条 投票締切日時を過ぎたときは、委員長は、直ちに委員会を招集し得票数の計算をしなければならない。

2 委員会は、予め選挙立会人 5 名を指名し、前項の得票数の計算に当たり立会を求めなければならない。

3 投票に関して疑義を生じたときは、選挙立会人の意見を聴いて委員会が決定する。

(投票の無効)

第 16 条 委員会所定の書面又は電磁的方法によらない投票は無効とする。

(当選者)

第 17 条 理事又は監事については、外部理事又は外部監事の要件を満たす者で得票数の多い者を 1 名当選者とし、続いて当該当選者を除いた立候補者等のうち得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事については、会員でない立候補者等の数が定員の 3 分の 1 を超えている場合は、外部理事の要件を満たす者で得票数の多い者を 1 名当選者とし、続いて会員である立候補者等のうち得票数の多い者から定員の 3 分の 2 に至るまでの者を当選者とし、続いて当該当選者を除いた立候補者等のうち得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。

3 前 2 項の場合において、理事又は監事について、各々の立候補者等の得票数がそれぞれ同数の者 2 名以上あるときは、抽選により当選者を決定する。

4 第 12 条第 2 項の規定により投票を行わない場合は、立候補者等を当選者とする。

(選挙結果の報告)

第 18 条 委員長は、役員候補者選挙の結果を会員に報告しなければならない。

(議事録)

第 19 条 役員候補者選挙が終了したときには、委員会は役員候補者選挙の経過及びその結果を記載した議事録を作成し、立会った委員及び選挙立会人がこれに記名押印しなければならない。

- 2 第 17 条第 4 項の規定により当選者を決定した場合には、議事録に代え、その経緯を示した書類を作成し、委員の過半数がこれに記名押印しなければならない。
- 3 議事録等は、投票その他の関係書類とともに、総会で選任された役員の任期中本会に保存する。

第 4 章 補欠選挙

(補欠選挙)

第 20 条 補欠選挙は、この規則に定めるところにより行う。この場合、第 3 条第 1 項の「事業年度開始の日」は、「選挙期日の 1 月前」、同条第 3 項の「選挙期日の 1 月前」は、「選挙期日の 20 日前」及び第 13 条の「選挙期日の 10 日前」は、「選挙期日の 5 日前」と読み替えるものとする。

(別途の補欠選挙)

第 21 条 理事について理事長がこの規則に定める以外の手続きにより補欠選挙を行うことが適当と認めたときは、前条の規定にかかわらず、理事会の決議した方法により補欠選挙を行うことができる。この場合、第 18 条の報告は、理事長がその経過及び結果を書面により会員に通知することをもってこれに代える。

- 2 この場合、通知発送後 20 日以内に、正会員、準会員及び名誉会員の過半数の書面による反対があれば、当該補欠選挙は無効とする。

第 5 章 補 則

(改廃)

第 22 条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

(実施細則)

第 23 条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則 新旧対照表

新	旧
理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則 制定施行 <u>1998</u>年 7月 8日 改定施行 <u>2002</u>年 2月 8日 改定施行 <u>2004</u>年11月17日 改定施行 <u>2007</u>年 5月21日 改定施行 <u>2013</u>年 4月 1日 改定施行 <u>2025</u>年 5月28日 第1条 (略) (役員の定員) 第2条 理事長は、<u>第3条第1項(第20条において読み替えて適用される場合を含む。)</u>により定まる<u>選挙基準日前に</u>、<u>理事会の決議を経て役員の定員を定める。</u> 第3条～第4条 (略) (被選挙権) 第5条 被選挙権は、選挙基準日から引き続き公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）<u>(以下「公益認定法」という。)</u>第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当しない者が有する。 第6条～第8条 (略) (候補者名簿) 第9条 (略) 2 前項において、理事については、<u>立候補者（委員会が立候補届を受理した者に限る。以下この条において同じ。）</u>	理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則 制定施行 <u>平成10</u>年 7月 8日 改定施行 <u>平成14</u>年 2月 8日 改定施行 <u>平成16</u>年11月17日 改定施行 <u>平成19</u>年 5月21日 改定施行 <u>平成25</u>年 4月 1日 第1条 (略) (役員の定員) 第2条 理事長は、理事会の決議を経て役員の定員を定める。 第3条～第4条 (略) (被選挙権) 第5条 被選挙権は、選挙基準日から引き続き公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条第1号ロからニまで、<u>第3号及び第6号</u>に規定する欠格事由に該当しない者が有する。 第6条～第8条 (略) (候補者名簿) 第9条 (略) 2 前項において、理事については、<u>受理した立候補者数が定員に満たない場合又は会員である立候補者数が定員</u>

新	旧
<u>が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該条件を満たすまで、候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。</u> 一 <u>公益認定法第5条第15号の要件（以下「外部理事の要件」という。）を満たす者が1名以上であること</u> 二 <u>立候補者数が第2条で定められた定員（以下「定員」という。）を充足していること</u> 三 <u>会員である立候補者数が定員の3分の2を超えていること</u> 3 第1項において、監事については、<u>立候補者が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該条件を満たすまで、候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。</u> 一 <u>公益認定法第5条第16号の要件（以下「外部監事の要件」という。）を満たす者が1名以上であること</u> 二 <u>立候補者数が第2条で定められた定員を充足していること</u> （委員会） 第10条 （略） <u>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合その職務を執行する。</u> 第11条 （略） （役員候補者選挙） 第12条 選挙人は、第9条の規定により候補者名簿に記載された者（以下「立候補者等」という。）によって、役員候補者を<u>投票により選挙する。</u> 2 前項の規定にかかわらず、理事については、立候補者等の数が定員と同数の場合は、<u>選挙人による投票（以下「投票」という。）は行わない。監事についても立候補者等の数が定員と同数の場合は、同様とする。</u> 削除	<u>の3分の2に満たない場合は、立候補者数が定員を満たしかつ会員である立候補者数が定員の3分の2を満たすまで候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。</u> 3 第1項において、監事については、<u>受理した立候補者数が定員に満たない場合は、定員に満たない候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。</u> （委員会） 第10条 （略） 第11条 （略） （役員候補者選挙） 第12条 選挙人は、第9条の規定により候補者名簿に記載された者（以下「立候補者等」という。）によって、役員候補者を選挙する。 2 前項の規定にかかわらず、理事については、立候補者等の数が定員と同数かつ会員でない立候補者等の数が定員の3分の1以下の場合は<u>役員候補者選挙は実施しない。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、監事については、<u>立候補者等の数が定員と同数の場合は役員候補者選挙は実施し</u>

新	旧
(役員候補者選挙の通知) 第 13 条 委員長は、選挙期日の 10 日前までに立候補者等及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。 なお、投票を行わない場合は、第 18 条に代えて、第 17 条第 4 項の規定により、立候補者等を当選者として会員に報告しなければならない。 (投票方法) 第 14 条 選挙人は、委員会所定の書面又は電磁的方法により、立候補者等のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。 第 15 条 (略) (投票の無効) 第 16 条 委員会所定の書面又は電磁的方法によらない投票は無効とする。 (当選者) 第 17 条 理事又は監事については、外部理事又は外部監事の要件を満たす者で得票数の多い者を 1 名当選者とし、続いて当該当選者を除いた立候補者等のうち得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。 2 前項の規定にかかわらず、理事については、会員でない立候補者等の数が定員の 3 分の 1 を超えている場合は、外部理事の要件を満たす者で得票数の多い者を 1 名当選者とし、続いて会員である立候補者等のうち得票数の多い者から定員の 3 分の 2 に至るまでの者を当選者とし、続いて当該当選者を除いた立候補者等のうち得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。 3 (略)	<u>ない。</u> (役員候補者選挙の通知) 第 13 条 委員会は、選挙期日の 10 日前までに立候補者等及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。 なお、役員候補者選挙を実施しない場合は、第 18 条に代えて、第 17 条第 4 項の規定により、立候補者等を当選者として会員に報告しなければならない。 (選挙方法) 第 14 条 選挙人は、委員会所定の書面により、立候補者等のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。 第 15 条 (略) (投票の無効) 第 16 条 委員会所定の書面によらない投票は無効とする。 (当選者) 第 17 条 得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。 2 前項の規定にかかわらず、理事については、会員でない立候補者等の数が定員の 3 分の 1 を超えている場合は、会員である立候補者等のうち得票数の多い者から定員の 3 分の 2 に至るまでの者を当選者とし、続いて当該当選者を除いた立候補者等のうち得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。 3 (略)

新	旧
4 第12条第2項の規定により<u>投票を行わない</u>場合は、立候補者等を当選者とする。 第18条～第23条 （略） 削除	4 第12条第2項又は同条第3項の規定により<u>役員候補者選挙を実施しない</u>場合は、立候補者等を<u>無投票</u>で当選者とする。 第18条～第23条 （略） 附 則 第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。